## 【図表5-1-7】奄美地域在宅医療の医療連携体制表

## ※関係機関名は大島支庁ホームページにて公表

機器		【日常の療養支援】	【急変時対応】	【終末期(看取り)】
目標		れ目のない 患者の疾患,重症度に応じた医療(緩和ケアを含む)が多職種協働に限り患者が住み慣れた地域で継続的,包括的に提供される。	より、できる 在宅療養者の病状の急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病 療所、訪問看護事業所及び入院機能を有する病院・診療所との円 連携による診療体制を確保する。	完・診 住み慣れた自宅や介護施設等,患者が望む場所での終末期の療養支 骨な 援(看取り含む)を行うことができる体制を確保する。
	入院医療機関 在宅医療に係る	機関 入院医療機関 在宅医療に係る機関	在宅医療に係る機関 入院医療機関	在宅医療に係る機関 入院医療機関
妖機関		①病院・診療所 ②介護老人保健施設  ①病院・診療所 ②歯科診療所 ③訪問看護事業所 ④リハビリテーション(訪問、通所) ⑤介護事業所(訪問、通所) ⑥薬局 ⑦居宅介護支援事業所 ⑧地域包括支援センター ⑨基幹相談支援センター ⑩相談支援事業所 ①短期入所サービス提供施設 ①地域密着型サービス事業所	①病院·診療所 ②訪問看護事業所 ③薬局	①病院・診療所 ②訪問看護事業所 ③薬局 ④居宅介護支援事業所 ⑤地域包括支援センター ⑥訪問介護事業所 ⑦介護老人福祉施設 ⑧グループホーム ⑨基幹相談支援センター ⑪相談支援事業所
関係機関に求められる事項	②退院支援担当者の資質向上の為研修や実習の受講機会を設けている。 ③入院初期から退院後の生活を視野に支援している。 ④退院支援の際には患者の住み慣れた地域に配慮した在宅医療及び介護資源の調整を心がけている。 ⑤退院後患者に起こりうる病状の変化やその対応について退院前カンファレンスや文書,電話等で在宅医療に係る院外関係機関との情報共有を図り、協働して退院支援ができる。	-ビス担当者間 計画を共有 者にも対応でき 者にも対応でき を 活にも対応でき でいる。 ②医療や介護,障害福祉サービス関係 ア会議等に積極的に参加できる。 ③地域包括支援センター等と協働し、 必要な医療や介護,家族の負担軽減 サービス(レスパイトを含む)を適切に る。	生・調整を行っ に療養者や家族等に提示している。②急変時、在宅療養者や家族から求めがあった際に、24時間対応が可能な体制を確保している。③24時間対応が自機関で難しい場合も、近隣の病院や診療所、訪問看護事業所等との連携により24時間対応が可能な体制を確保している。劉維送等について地域の消防腎等との連携により24時間対応が可能な体制を確保している。御搬送について、地域の消防関係者等と連携を図っている。連携)等、それの体制を整とのためのりしている。を円滑に行うための計画でいる患者の	を行う   者や家族の不安を解消し、患者が望む   療養者等の不安を解消し、患者が望む場   場所で最後まで安心して療養が受けら   所で最後まで安心して療養が受けられる

	【在宅医療において積極的役割を担う医療機関】
機関 関係	①在宅療養支援病院,②在宅療養支援診療所
目標	退院支援から看取りまでの目標達成にむけ、病院・診療所が自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援を行いながら医療・介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援を行う。 ・在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行う。 ・在宅医療を担う研修を行う。 ・在宅医療を担う研修を行う。 ・炎害時及び災害に備えた体制構築への対応を行う。 ・在宅療養者の家族への支援を行う。 ・在宅療養者の家族への支援を行う。 ・在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行う。
求められる 事項	①医療機関(特に一人の医師が開業している診療所)が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行う。 ②在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスの資源が十分確保できるよう、関係機関に働きかける。 ③在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な基本的知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行う。 ④本後初期臨床研修制度(歯科の場合、全後臨床研修制度)における地域医療研修において、在宅医療の現場での耐修を受ける機会等の確保に努める。 ⑤災害時等にも適切な医療を提供するための計画(人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む)を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行う。 ⑥地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介する。 ⑦入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の一時受け入れを行う。

	【在宅医療に必要な連携を担う拠点】
機関 関係	①大島郡医師会在宅医療連携支援センター,②奄美市,大和村,宇検村,瀬戸内町,龍郷町,喜界町,徳之島町,天城町,伊仙町,和泊町,知名町,与論町(各市町村地域包括支援センターを含む)
目標	退院支援から看取りまでの目標達成に向け、多職種による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図る。
求められる事項関係機関に	①地域の医療及び介護, 障害福祉関係者に依る協議の場を定期的に開催し, 在宅医療における連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施する。 ②地域の医療及び介護, 障害福祉サービスについて, 所在地や機能等を把握し, 地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら, 退院時から看取りまでの医療や介護, 障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう, 関係機関との調整を行う。 ③質の高い在宅医療をより効率的に提供するため, 関係機関の連携による24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図る。 ④在宅医療に関する人材育成及び普及啓発を行う。